

## 入札及び契約に係る手続における押印の省略について

この度、入札及び契約に係る手続において、押印等の見直しにつきまして、下記のとおり運用を開始することとしましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 入札及び契約に係る手続のオンライン化について

ホームページ(調達情報)、入札公告及び入札説明書におきまして、詳細を記載しておりますが、「電子調達システム(政府電子調達:GEPS)」、電子入札システム及び電子契約システムを利用する場合は、電子入札・電子契約が可能となっておりますので、積極的にご利用ください。

#### 2. 事業者におけるオンライン手続が困難な場合の書面手続について

##### (1) 押印を省略できる書類

- ① 請書
- ② 見積書
- ③ 請求書
- ④ その他入札及び契約に係る手続において事業者から提出いただく書類

##### (2) 押印省略時の措置

押印を省略する場合は、当該書類に

- ・ 『本件責任者及び担当者』の氏名及び連絡先

を必ず記載してください。

※確認のため、記載連絡先には、必要に応じてこちらからご連絡させていただく場合がございます。

##### (3) 本件取扱開始日

本取扱いは、令和3年1月1日以降の調達案件について運用開始とします。